

マイナンバーカード受取りのご案内(その1)

1. 受付時間

平日 8時30分～17時15分 (予約制ではありません。)

日曜窓口 同封の書類で日程をご確認ください。

受取り場所、交付期限は交付通知書(同封のはがき)をご確認ください。

2. 交付通知書(はがき)の記入方法

75歳以上で本人の来庁が困難な場合は、「高齢のため来庁が難しい」旨を記入。

顔認証マイナンバーカードを希望される場合はチェック。暗証番号の欄は記入不要。(顔認証マイナンバーカードについては、同封の案内をご覧ください。)

申請者本人の住所・氏名を記入

代理人受取りの場合に記入

任意代理人(15歳以上の方のカードの受取りで本人が来庁できない場合)の受取りの場合のみ、暗証番号を記入して付属の目隠しシールを貼る。

3. 必要なもの

カードの受取りは、原則ご本人の来庁が必要です。

ご本人の来庁の有無により、必要な書類が異なります。下記の3つの場合に分けて必要なものを記載しておりますので、該当するところをご覧ください。

- (1) 15歳以上の方のカード受取り (本人が来庁する場合)
- (2) 15歳未満または成年被後見人等のカード受取りの場合
- (3) 15歳以上の方のカード受取り (本人が来庁できない場合)

(1) 15歳以上の方のカード受取り(本人が来庁する場合)

- 交付通知書(同封のはがき)
- 本人確認書類(下記表からA1点またはB2点)
- 通知カード、マイナンバーカード
(いずれも原本。お持ちの方のみ。原本を回収いたします。)

◆本人確認書類

※いずれも住民票に記載されている「氏名・住所」もしくは「氏名・生年月日」の記載がある原本が必要です。有効期限があるものは期限内のものをお持ちください。

通知カードとは・・・
個人番号が記載された薄緑色の紙のカード。お持ちでない場合は、窓口で紛失届を記入していただきます。(1回目の受取の方のみ)



(A)	【いずれも顔写真付きのものがが必要です。顔写真なしのものは(B)として取り扱います。】 運転免許証、運転経歴証明書(H24.4.1以降のものに限る)、マイナンバーカード、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書
(B)	資格確認書(資格情報のお知らせではありません)、介護保険被保険者証、医療受給者証、福祉医療費受給者証、診察券、雇用保険被保険者証、年金手帳・基礎年金番号通知書(年金額改定通知書・年金振込通知書を含む)、各種年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、民間企業の社員証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書、学生証、生活保護受給者証、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証、母子健康手帳、顔写真証明書、預金通帳(住所が記載されたもの)、学校名が記載された各種書類等、検定合格証、合格通知書(学校長の証明)、ワクチン接種証明書、介護保険被保険者証資格証明書、在所証明書等、(A)の書類の更新中に交付される仮証明書や引換証類、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証 等

(2) 15歳未満または成年被後見人等のカード受取りの場合

原則、本人と法定代理人に来庁していただきます。

【持ってくるもの】

交付通知書(同封のはがき)

※法定代理人の方が住所・氏名欄と委任欄の代理人の住所、氏名をご記入ください。

代理権を確認できる書類

・親権者・・・戸籍謄本(原本。発行日から3ヶ月以内のもの)※以下の場合省略が可能です。

・本籍地が山口市である場合 ・本人と法定代理人が同一世帯である場合

・成年後見人・保佐人・補助人・・・登記事項証明書など(原本。発行日から3ヶ月以内のもの)

申請者本人及び法定代理人の本人確認書類(下記表をご覧ください)

申請者本人の通知カード、マイナンバーカード

(いずれも原本。お持ちの方のみ。原本を回収いたします。)

通知カードとは・・・
個人番号が記載された薄緑色の紙のカード。お持ちでない場合は、窓口で紛失届を記入していただきます。(1回目の受取の方のみ)

【本人確認書類について】(表の㉠㉡については、裏面をご覧ください。)

●本人と法定代理人と一緒に受取りに来ることができる場合は、下記の本人確認書類が必要です。

申請者本人の いずれかの書類	㉠の書類1つ	(例)マイナンバーカード や パスポート など
	㉡の書類2つ	(例)母子健康手帳 と 福祉医療費受給者証 など
法定代理人の いずれかの書類	㉠の書類2つ	(例)運転免許証 と パスポート など
	㉠の書類1つと㉡の書類1つ	(例)運転免許証 と 年金手帳 など

●なお、やむを得ない理由で本人が受取りに来ることができず、法定代理人のみで来庁される場合は、下記の本人確認書類が必要です。

申請者本人の いずれかの書類	㉠の書類2つ	(例)マイナンバーカード と パスポート など
	㉠の書類1つと㉡の書類1つ	(例)マイナンバーカード と 母子健康手帳 など
	㉡の書類3つ(1点は顔写真入り) (※1)	(例)母子健康手帳 と 福祉医療費受給者証 と 顔写真証明書(※2) など
法定代理人の いずれかの書類	㉠の書類2つ	(例)運転免許証 と パスポート など
	㉠の書類1つと㉡の書類1つ	(例)運転免許証 と 年金手帳 など

(※1) 令和6年12月2日以降、交付申請の日において1歳未満であった場合は、㉡の書類が2つ必要です。(写真なしマイナンバーカードを交付するため、お子様の顔写真付きの本人確認書類は不要です。)

(※2) 顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合、個人番号カード顔写真証明書を作成のうえ提出していただくことで、顔写真付きの本人確認書類(書類B欄の1点)として使用することが可能です。

様式は窓口に取りに来ていただくか、下記QRコード、もしくは山口市のWEBサイト

(<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/29/137811.html>)よりダウンロードしたものを印刷してお使いください。

写真を添付し、法定代理人が必要事項を記入したものをお持ちください。



マイナンバーカード受取りのご案内(その2)

(3) 15歳以上の方のカード受取り(本人が来庁できない場合)

病気、身体の障がい等やむを得ない理由により交付申請者が受取りに来ることが困難であると認められるときは、交付申請者の指定した者(任意代理人)に対し、マイナンバーカードを交付することができます。なお、やむを得ない理由についての詳細は裏面をご覧ください。

【持ってくるもの】

交付通知書(同封のはがき)

※必ず申請者ご本人が住所・氏名欄、委任欄をご記入ください。

各暗証番号を記入後、必ず目隠しシールを上から貼付してください。

※申請者本人が記入できない場合は、申請者本人の面前で代理人が代筆され、申請者本人の印鑑または拇印を押してください。また、はがきの余白に記入できない理由を記入してください。

(例：半身麻痺で字が書けないため、夫 ○○ ○○ が代筆)

申請者本人の来庁が困難であることを証する書類

(認められている理由と必要な書類については裏面をご覧ください。)

申請者本人及び任意代理人の本人確認書類(下記表をご覧ください。)

申請者本人の通知カード、マイナンバーカード

(いずれも原本。お持ちの方のみ。原本を回収いたします。)

通知カードとは・・・
個人番号が記載された薄緑色の紙のカード。お持ちでない場合は、窓口で紛失届を記入していただきます。
(1回目の受取の方のみ)

【本人確認書類について】(表の㊸㊹については、ご案内(その1)をご覧ください。)

申請者本人の いずれかの書類	㊸の書類2つ	(例)運転免許証 と 身体障害者手帳 など
	㊸の書類1つと㊹の書類1つ	(例)パスポート と 介護保険証 など
	㊹の書類3つ(1点は顔写真入り)	(例)年金手帳 と 診察券 と 学生証または顔写真証明書(※3) など
任意代理人の いずれかの書類	㊸の書類2つ	(例)運転免許証 と パスポートなど
	㊸の書類1つと㊹の書類1つ	(例)運転免許証 と 年金手帳 など

(※3)顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合、個人番号カード顔写真証明書を作成のうえ提出していただくことで、顔写真付きの本人確認書類(書類B欄の1点)として使用することが可能です。

以下の場合、ご利用いただけます。

- ①病院・施設に長期入院・入所している方(病院長・施設長が作成する顔写真証明書)
- ②在宅で保健医療サービス・福祉サービスの提供を受けている方
(ケアマネージャー及びその所属する事業者の長が作成する顔写真証明書)
- ③社会的参加を回避し長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であることを相談している方
(公的な支援機関の長が作成する顔写真証明書)
- ④未成年の方(法定代理人が作成する顔写真証明書)

様式は窓口に取りに来ていただくか、下記QRコード、もしくは山口市のWEBサイト

(<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/29/137811.html>)よりダウンロードしたものを印刷してお使いください。

作成にあたっては、上記①②③については、本人の写真を添付し、住所・氏名などの必要事項を記入したうえで施設等の証明を受けてください。

④については、写真を添付し、法定代理人が必要事項を記入したものをお持ちください。



●やむを得ない理由により交付申請者が受取りに来ることが困難であると認められる場合は、次のとおりです。代理人受取を行う場合は、申請者が来庁できない理由を証明する書類(原本)が必要です。

やむを得ない理由	必要な書類
1. 成年被後見人、 被保佐人及び被補助人	登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの） 保佐人・補助人の場合は、「登記事項証明書」の代理行為目録等の交付申請者の指定の事実を確認するに足る資料
2. 中学生及び小学生、 未就学児	法定代理人が来庁され、生年月日を証する書類を提示する等
3. 75歳以上の高齢者	生年月日が確認できる書類（本人確認書類）と来庁できない旨を記載した委任状（交付通知書）の提示 【交付通知書の余白に「高齢のため来庁が困難」である旨を記入してください。】
4. 病気・身体の障害等 により来庁が困難	【障がいのある方】 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証
	【長期入院者】 診断書、入院証明書、入院診療計画書、領収書、診療明細書、請求書・病院長が作成する顔写真証明書
	【病気による外出困難者】 診断書、公的サービス等の従事者が作成する書類、外出困難である旨が客観的に読み取れる書類
	【施設入所者】 入所証明書、領収書、請求書、施設入所の事実を証する書類、施設長が作成する顔写真証明書
5. 要介護・要支援認定者	要介護・要支援認定の記載がある介護保険者証、認定結果通知書、ケアマネージャー及びその所属する事業者の長が作成する顔写真証明書
6. 妊婦	母子健康手帳、妊娠健診を受診したことが確認できる領収書、受診券
7. 長期（国内外）出張者、長期航行する船員など（仕事の内容、勤務場所、務形態等の客観的状況に照らして来庁が困難であると認められる者）	勤務先が発行する辞令・出張証明等、勤務形態を証明する書類 ※通常勤務の場合、仕事が多忙といった理由は、やむを得ない理由として認められていません。
8. 海外留学をしている者	査証のコピー、留学先の学生証のコピー、留学証明書
9. 高校生・高専生	学生証、在学証明書
10. 社会的参加を回避し長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態である者	社会的参加を回避し長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であることについて相談していることを証する書類(※4)、公的な支援機関の長が作成する顔写真証明書

(※4) 様式は窓口に取りに来ていただくか、下記 QR コード、もしくは山口市のウェブサイト (<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/88118.pdf>) よりダウンロードしたものを印刷してお使いください。



お問い合わせ先 山口市役所本庁舎（山口総合支所）1階 戸籍住民課 TEL 083-934-2927

顔認証マイナンバーカード

(暗証番号の設定が不要なカード) のご案内

顔認証マイナンバーカードとは…

マイナンバーカードを健康保険証や本人確認書類として利用したいが、暗証番号の設定や管理に不安がある方が、安心してカードを取得し、利用できるよう、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定し、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカードです。

○申請できる方

希望される方(代理人による手続も可能)

○取得の方法

マイナンバーカードの交付のための来庁時に、併せて手続きができます。

①本人が、来庁して受け取る場合

顔認証マイナンバーカードの取得を希望する旨を市町村窓口で申し出てください。

②代理人が来庁して受け取る場合

本人が、交付通知書の暗証番号設定欄で「いずれの暗証番号も設定しない」に を入れ、代理人が必要書類等とともに市町村窓口へ持参してください。

(1)暗証番号を設定する

(2)いずれの暗証番号も設定しない

暗証番号の欄の記入は不要です。

○顔認証マイナンバーカードで利用できる／できないサービス

○ 利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用(※)
- ・券面の顔写真や記載事項(氏名、住所、生年月日、性別等)を用いた本人確認書類としての利用

※ 訪問診療等は、
令和6年10月以降に対応予定

ポイント
顔写真入りのため
悪用は困難

✕ 利用できないサービス

- ・マイナポータル
 - ・各種証明書のコンビニ交付
 - ・オンライン診療・オンライン服薬指導
 - ・その他のオンライン手続
- などの暗証番号の入力が
必要なサービス

ポイント
暗証番号管理の
不安が無くなる

顔認証マイナンバーカードを新たに取得/ 顔認証マイナンバーカードへの設定切替えをする方へ



健康保険証利用の申込みをしていただくとマイナンバーカード1枚で
医療機関・薬局への受診等が可能になります。

顔認証マイナンバーカードを新たに取得する場合や
通常のマイナンバーカードから顔認証マイナンバーカードに設定を切り替える場合には
市町村で健康保険証利用の申込みを行ってください。

- ※ ご本人が健康保険証利用の申込みを希望し、市町村職員による利用登録手続きに同意いただける場合。
- ※ 詳細はお住まいの市区町村へお問い合わせください。
- ※ すでに通常のマイナンバーカードで健康保険証利用の申込みがお済みの場合は市町村での手続きは不要です。

以下の方法でも健康保険証利用の申込みが可能です。

①スマートフォンで申込みする場合 ※設定切替え前の通常のマイナンバーカードのみ

i. スマートフォンに右記2次元コードから「マイナポータルアプリ」をダウンロード



ii. 「マイナポータルアプリ」を起動

iii. 健康保険証利用申込をタップし、マイナンバーカードを読み込む（申込完了!）

②セブン銀行のATMで申込みする場合 ※設定切替え前の通常のマイナンバーカードのみ

全国のセブン銀行のATMでも申込が可能です。お近くのセブン銀行ATMでお手続きください。

③医療機関等の顔認証付きカードリーダーで申込みする場合

i. 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く

ii. マイナンバーカードを保険証として登録するボタンを選択

iii. 申込完了!



顔認証マイナンバーカードに設定切替え後は、上記の申込み方法のうち

①スマートフォン、②セブン銀行のATMからのお申込みができなくなりますのでご注意ください。
設定切替え前に健康保険証利用の申込みをおすすめしております。

顔認証マイナンバーカードの医療機関・薬局での使い方

来院

✓ 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く



本人確認

✓ 本人確認の方法で「顔認証」を選ぶ
顔認証マイナンバーカードでは暗証番号は使えません。

本人確認の方法を選んでください。

顔認証を行う

暗証番号を入力

終了する

本人確認の情報は、他の目的には使用しません。

【顔認証】



同意確認

✓ 各種同意事項の確認・選択

同意確認を行う事項

- 手術情報
- 特定健診情報
- 診療・薬剤情報

受付完了!

✓ マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーから取り出し、受付完了



高額療養費制度を利用する方のみ

✓ 提供する情報（限度額情報）を選択

※ 訪問診療等においては、令和6年10月以降に顔認証マイナンバーカードが利用できるようになる予定です。また、オンライン診療・オンライン服薬指導については顔認証マイナンバーカードはご利用いただけないことに御留意ください。



マイナンバー
0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。
受付時間（年末年始を除く） 平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分